

徳島県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
四三八号	美馬郡つるぎ町貞光字皆瀬川向 六七番五地先から 同 四六番三地先まで	旧	四・五〇九・〇	一八五・〇
同	同	新	九・〇〇一五・〇	一八五・〇